

令和6年度

環境経営レポート

(対象期間：令和6年1月～令和6年12月)



総合建設業
株式会社 沢田建設
代表取締役 澤田 このみ

作成日： 令和7年 1月28日

株式会社 沢田建設 環境経営方針

環境理念

我々、株式会社 沢田建設は深刻化している環境問題への取組みを重要課題と認識し、建設事業が及ぼす環境への影響に配慮し、この美しい自然環境を将来世代に引き継いでいくため地域環境に配慮した事業活動を推進し、環境への負担低減に積極的に取り組めます。

環境保全への行動指針

1. 建設機械、車輛等のエコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制に努める。
2. 建設工事により発生する産業廃棄物の再資源化に取り組み、リサイクル率を向上させます。
3. 事業所での省資源、省エネルギー、節水に努めます。
4. 化学物質使用量を把握し適切な管理に努める。
5. 製品、資材、事務用品等グリーン購入の推進に努める。
6. 事業活動は環境への配慮を十分検討して環境の配慮に努める。
7. 事業活動に関連する法規制等は、確実に遵守する。
8. 環境経営レポートの公表など、地域との環境コミュニケーションに努めます。
9. 自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組について環境配慮に努めます。
10. 環境経営の仕組みについて継続的改善を行います。
11. 全社員、省エネ化に努める。
12. SDGsの取り組みを行う。

SDG s 取り組み内容

目標13の取組

気候変動等災害軽減 CO2削減の為の教育や取組に努めます。

目標15の取組

自然環境保護・回復 地域周辺自治体等と連携し自然環境の保護・回復に努めます。

制定日：平成27年6月1日

改訂日：令和5年10月16日

株式会社 沢田建設 代表取締役 澤田 このみ

Ⅱ 組織の概要

1 名称及び代表者名

株式会社 沢田建設
代表取締役 澤田 このみ

2 所在地

本 社 青森県三戸郡五戸町大字上市川字順礼森 2 3 番地 2

3 環境管理責任者及び担当者連絡先

責任者	営業課長	宮 崎	大 佑	TEL	:	0 1 7 8 - 6 8 - 3 1 1 1
担当者	営業課長	宮 崎	大 佑	TEL	:	0 1 7 8 - 6 8 - 3 1 1 1

4 事業活動の内容

総合建設業

土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業
鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 内装仕上工事業
管工事業 造園工事業 水道施設工事業 解体工事

5 事業規模 令和6年度

資本金 3,000万円

完成工事高 30,118万円

従業員数 23人

6 対象範囲（認証・登録範囲）

株式会社沢田建設の全組織・全活動を対象とする。

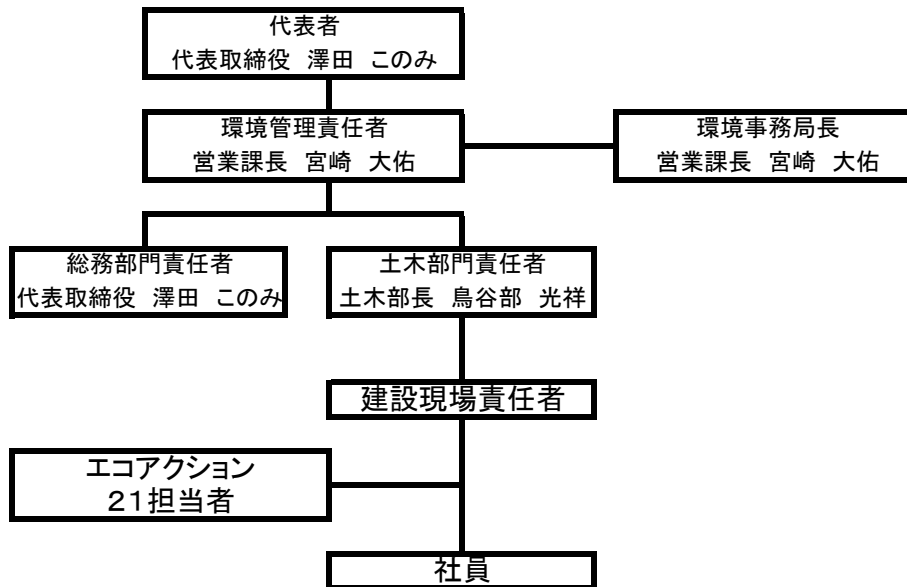
7 事業年度

1月～翌年12月

8 経営環境活動レポートの対象期間（発行日）

今回の経営環境活動レポートは、令和6年1月から令和6年12月までの施工について報告致します。

6. 株式会社 沢田建設 EA21実施体制図

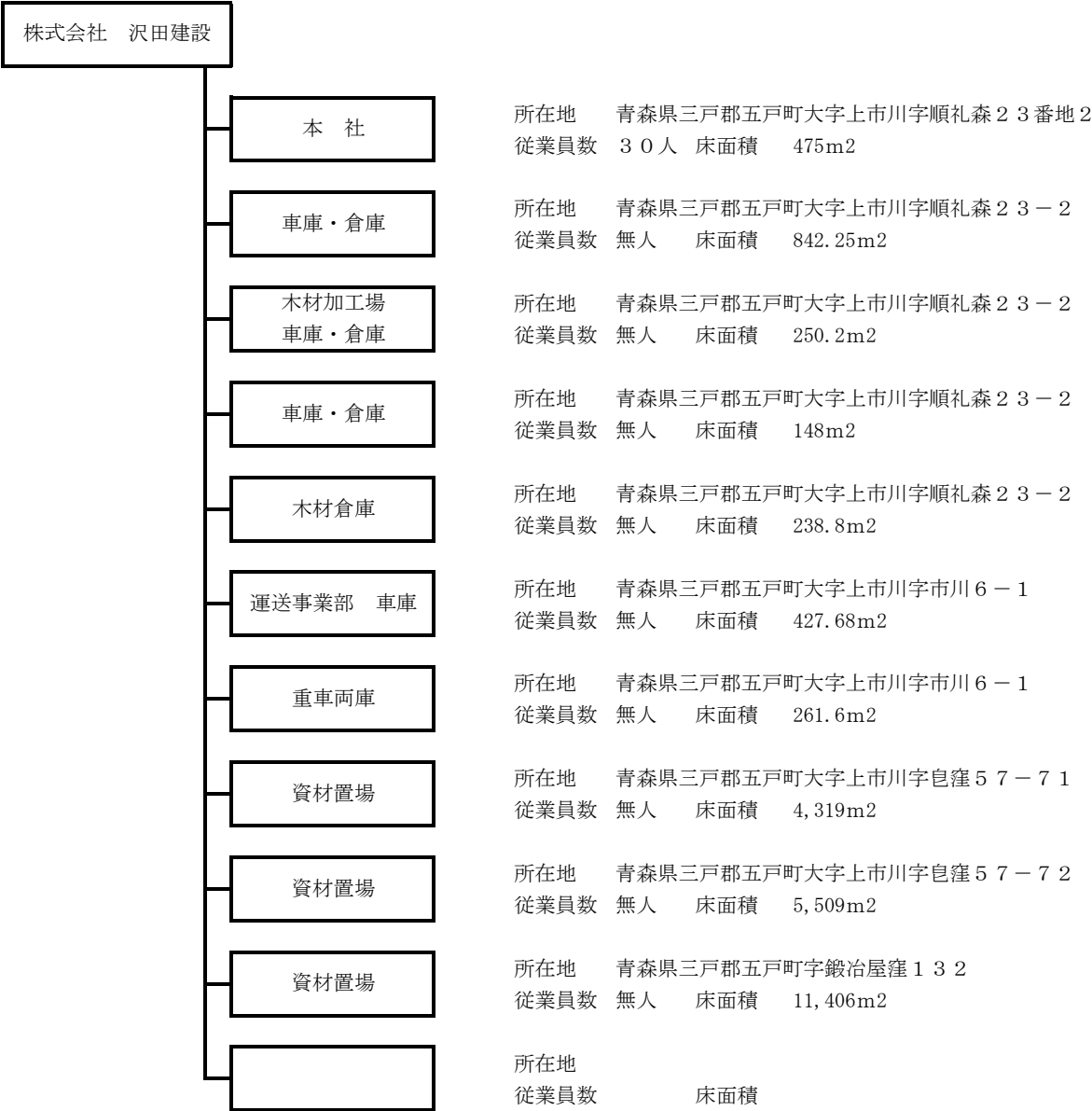


環境経営システム 役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
代表者(社長) 代表取締役 澤田 このみ	① 環境経営に関する統括責任。 ② 環境管理責任者の任命 ③ 活動の評価とレポートの承認 ④ 環境方針の作成 ⑤ 経営における課題とチャンスの明確化
環境管理責任者 営業課長 宮崎 大佑	① 環境経営システムの構築、実施、管理、運用の管理 ② 問題点の是正、改善指示 ③ 活動取組結果の代表者への報告
環境事務局 営業課長 宮崎 大佑	① 環境管理責任者の補佐 ② 環境活動実績の収集 ③ 計画書、報告書の作成 ④ 環境経営システムの外部対応
部門責任者 総務部責任者 澤田このみ 土木部責任者 鳥谷部光祥 現場責任者 細越一紀 権現堂敏幸 松尾 司 類家龍雄 沢目正	① 教育訓練の実施と報告 ② 環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ③ 問題点の抽出、是正、予防の実施 ④ 環境経営システムを実施し、維持する
全従業員(総務部含む)	① 環境方針、環境経営システムの重要性を認識する ② 環境活動への自主的・積極的な参加 ③ 環境活動目標達成の為に相互協力しマナー・ルールを守り活動する

株式会社 沢田建設 組織図

令和6年1月8日現在



Ⅲ 環境目標とその実績

1 主な環境負荷の実績

表1、主な環境負荷等の実績

当社は、主に土木工事を中心とする建設業であり、事業活動に係る環境負荷は、表1の通りです。

二酸化炭素排出量については、工事現場の建設機械の燃料によるものが主なものです。

表1、主な環境負荷等の実績

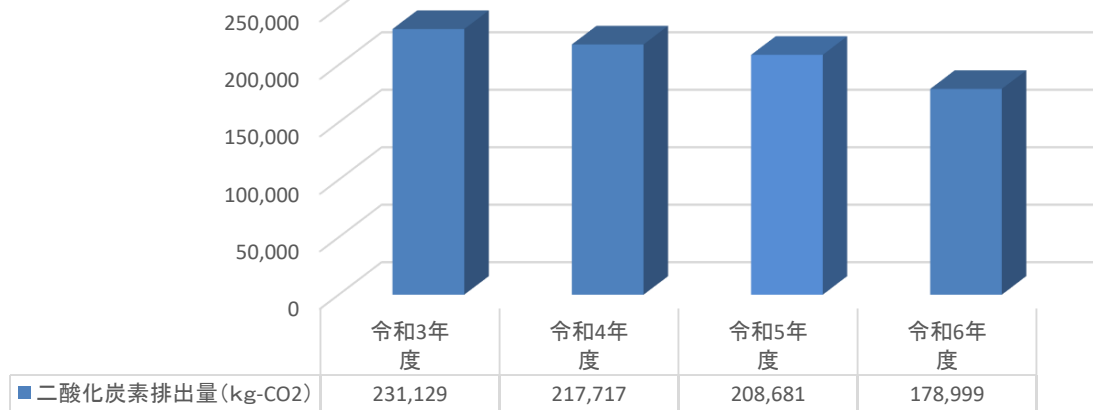
項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (今回基準値)	令和6年度
購入電力使用量	KWh	38,529	36,402	34,726	31,534
灯油使用量	L	6,732	4,681	4,744	4,129
LPG使用量	kg	135	123	117	102
ガソリン使用量	L	13,900	13,038	12,673	11,567
軽油使用量	L	60,551	58,643	57,748	48,481
二酸化炭素排出量	kg・CO ₂ /年	231,129	217,717	208,681	178,999
一般廃棄物排出量	t	0.198	0.176	0.164	0.164
産業廃棄物排出量	t	1,589	391	518	378
産業廃棄物最終処分量	t	0.62	0.00	0.00	0.05
建設リサイクル(再資源化率)	%	99	99	99	99
化学物質の使用量	kg	0	0	0	0
水道使用量	m ³	85	84	84	84
グリーン購入量	品目数	0	0	0	0
環境に優しい施工・作業	件数	—	—	—	—
地域貢献	件数	—	—	—	—

注：二酸化炭素排出量(電力)の算定に使用した排出係数は、(令和5年度) 0.477kg-CO₂/KWhです。

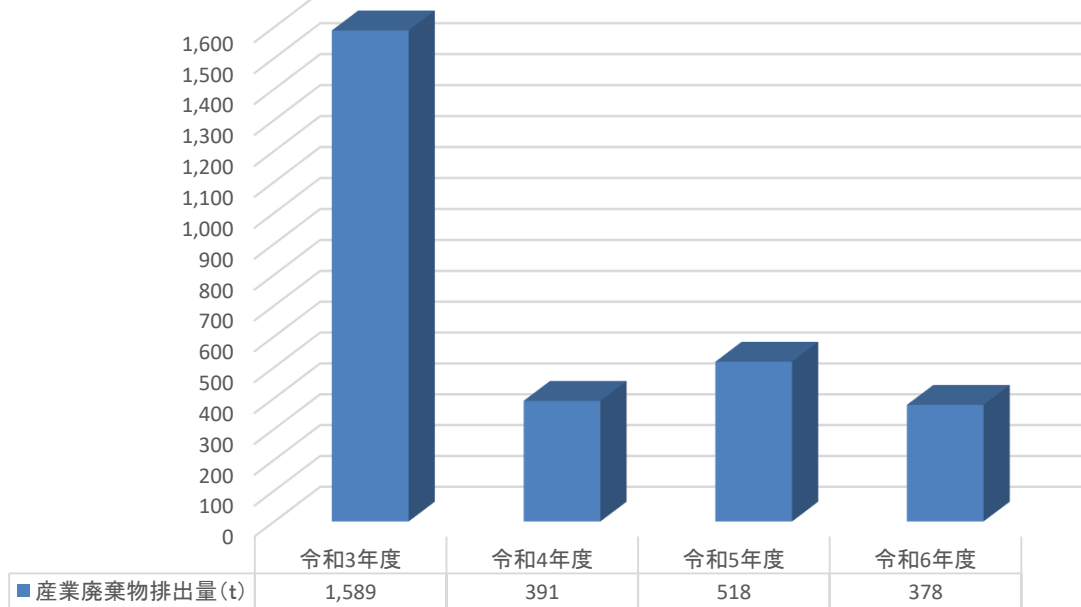
Ⅲ 環境目標とその実績

2 環境負荷 実績対比表

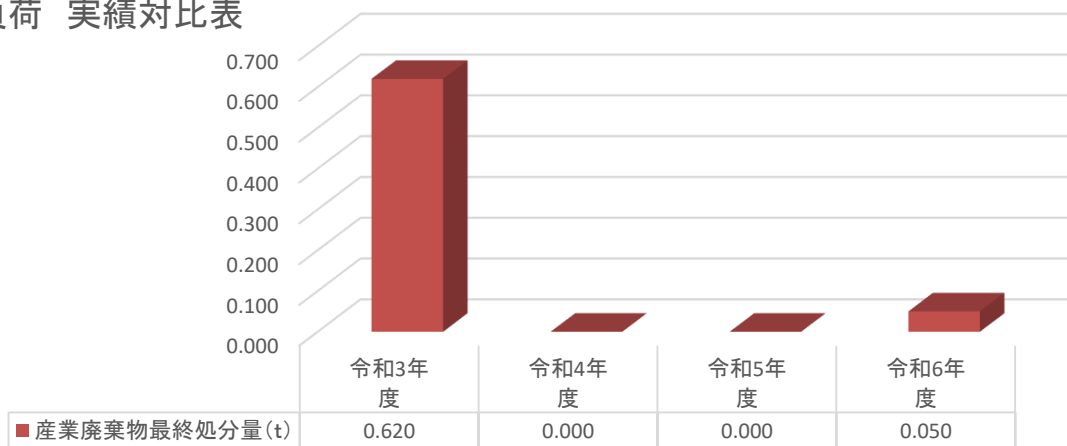
環境負荷 実績対比表



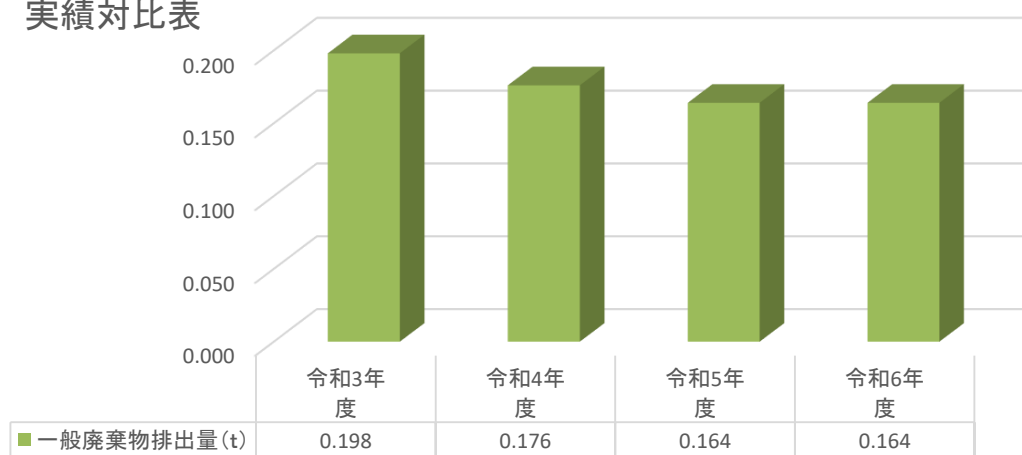
環境負荷 実績対比表



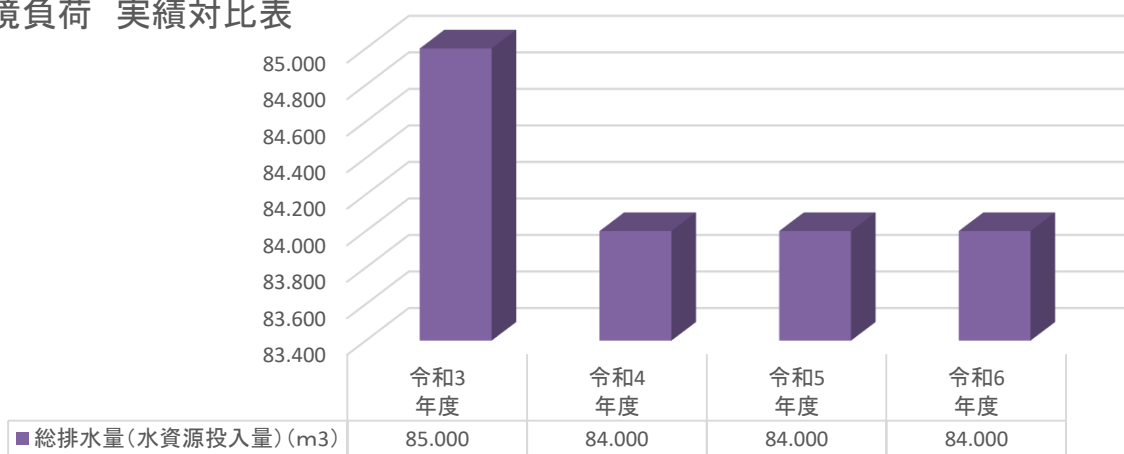
環境負荷 実績対比表



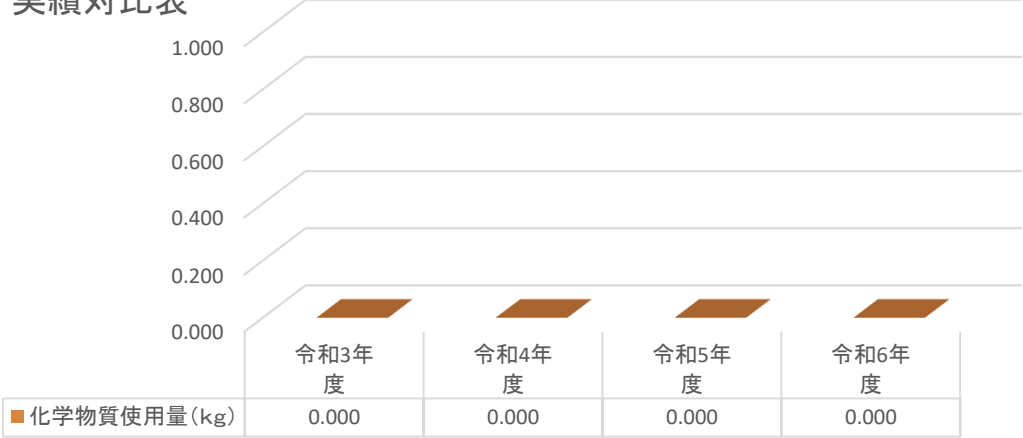
環境負荷 実績対比表



環境負荷 実績対比表



環境負荷 実績対比表



環境負荷 実績対比表



2 環境目標の設定

当社では、全社、事務所及び工事現場等における環境目標を設定し、環境負荷の削減等に取り組んでおります。

二酸化炭素排出量、一般廃棄物排出量、産業廃棄物排出量、総排水量、グリーン購入及び地域貢献活動の6項目については、数値目標を、環境に配慮した建設工事の推進については、行動目標を、それぞれ設定しました。

表2は、事務所と建設現場を合計した全社分の目標です。

表2 環境目標

項目	単位	基準値 (令和5年度)	単年度目標			R6～8年度	
			R6年度	R7年度	R8年度	目標値	削減(増加)率 (%)
購入電力使用量	KWh	34,726	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	34,205	1.5%削減
灯油使用量	L	4,744	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	4,673	1.5%削減
LPG使用量	kg	117	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	115	1.5%削減
ガソリン使用量	L	12,673	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	12,483	1.5%削減
軽油使用量	L	57,748	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	56,882	1.5%削減
二酸化炭素排出量	kgCO ₂ /年	208,681	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	205,551	1.5%削減
一般廃棄物排出量	t	0.164	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	0	1.5%削減
産業廃棄物最終処分量	t	0	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	0	1.5%削減
建設リサイクル(再資源化率)	%	99	99	99	99	99	
水道使用量	m ³	84	0.5%削減	1%削減	1.5%削減	81	1.5%削減
化学物質の管理推進	kg	0	化学物質は適正管理し、定期的にその方法を管理する。				
グリーン購入量	品目数	0	環境に配慮した施工・販売・提供する製品及びサービスを推進する。				
環境に優しい施工・作業	件数	-					
地域貢献	件数	-	積極的に取り組み、増加を目指す。				

3. 環境目標の実績

当社では、環境目標の達成状況の確認・評価をしております。
令和5年1月～12月を基準とし、令和6年1月～令和6年12月1年間を比較した。

令和6年度目標達成項目

7項目で目標を達成することが出来た。その要因として元請公共工事受注の減少、民間工事・下請工事の増加が考えられる。特に民間・下請工事は特定工種での受注が多いため、特定重機のみ稼働し重機燃料使用量が大幅に減少した事が要因と考えられる。しかしながら従業員のEA21への取組も評価できる。

令和6年度目標未達成項目

- 1) 一般廃棄物排出量は必要以上の排出は行っていない事を確認している。
- 2) 水使用量は必要以上の使用を行っていない事を確認して
- 3) 産業廃棄物の最終処分量はマニフェストを作成し適切に処分していることを確認している。
 - 1) ・2) 項目について必要以上の排出や使用を抑えるよう今後も引続き取組みを行い削減に務める。
 - 3) 項目について今後も適切に処分しマニフェストの確認等を行い管理していく。

令和6年度評価

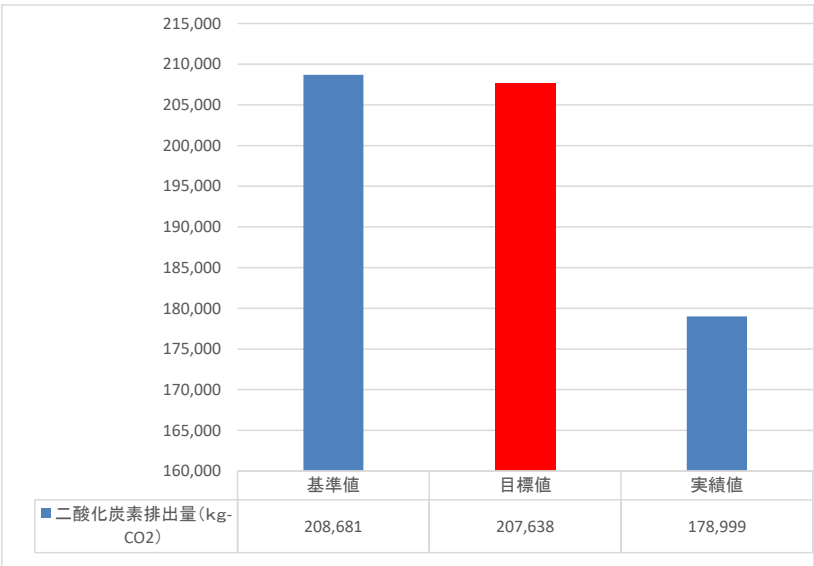
今年度のCO2削減量の大幅減少は元請公共工事の受注減少も影響しているが、来年度元請公共工事受注量が増加しても現時点での従業員のEA21への取組方や行動でCO2削減目標達成が出来ると評価している。また、未達成項目 3項目についてもこれ以上「排出しない」「使用しない」「適切に処分する」を目標に取組んで行けば少しでも削減できると評価している。

表3、当該年度の環境目標の達成状況等

項 目	単位	令和5年度 基準値	令和6年度		評 価
			目標値 (0.5%減)	実績値	
購入電力の使用量	k w h	34,726	34,552	31,534	○
灯油の使用量	L	4,744	4,720	4,129	○
L P Gの使用量	k g	117	116	102	○
ガソリンの使用量	L	12,673	12,610	11,567	○
軽油の使用量	L	57,748	57,459	48,481	○
二酸化炭素排出量	kg－C O ₂	208,681	207,638	178,999	○
一般廃棄物排出量	t	0.164	0.163	0.164	×
産業廃棄物の最終処分量	t	0.00	0.00	0.05	×
建設リサイクル（再資源化率）	%	99	99	99	○
水使用量	m3	84	84	84	×
地域貢献	件数	0	0	0	○

○：目標達成、×：目標未達成

二酸化炭素排出量 目標値・実績値対比表



IV. 環境活動計画、取組結果とその評価、次年度の取組内容

当社は、取組結果とその評価、次年度以降の取組内容を表4のとおり取りまとめました。

表4 主な環境活動計画の内容

環境方針	環境目標項目	取組内容	実施状況の評価	取組結果と次年度の取組内容
二酸化炭素排出量の削減	電力の二酸化炭素排出量の削減	①パソコン、コピー機等のOA機器は、省電力設定にしている	○	目標達成。次年度も継続して取組を実施する。
		②ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節している		
		③事務所、工場・作業所等の照明は、昼休み、残業時等不要な時は消灯している		
		④使用していない部屋の空調は停止している		
		⑤空調を必要な区域や時間に限定して使用している。		
	ガソリン軽油等の二酸化炭素の排出量の削減	①無駄なアイドリングをしない	○	目標達成。次年度も継続して取組を実施する。
		②エコドライブの推進		
		③重機作業時は過剰な負担をかけない		
		④車両の点検（タイヤ圧・オイル等）を定期的に行っている		
	灯油・LPG等の二酸化炭素排出量の削減	①フォームビズの強化	○	目標達成。次年度も継続して取組を実施する。
		②暖房等の室内温度管理		
		③ブラインド等の有用利用の促進		
		④冬季以外は給湯を停止している		
廃棄物排出量削減	一般廃棄物の発生抑制	①分別の徹底	△	目標未達成。必要以上に排出しないを目標に次年度も継続して取組を実施する。
		②裏紙使用を推進する		
		③社内資料のペーパーレス化の推進		
		④会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる		
		⑤発生したゴミは可能な限り、圧縮等を行い、減量している		
	建設廃棄物の削減	①混合廃棄物の削減	○	目標未達成。次年度も継続して取組を実施する。
		②マニフェスト等での適正な管理・処分		
		③仮設材等を再利用し、長期的有効利用できるよう配慮している		
		④発生した残余資材を再使用できるよう配慮している		
節水・排水の適正管理		①ステッカー等により節水を呼びかける	△	目標未達成。必要以上に使用しないを目標に次年度も継続して取組を実施する。
		②現場で使用する、散水用の水は、排水路等の雨水を利用する		
		③社用車の洗車を必要最小限に留め節水を励行している。		
化学物質の管理推進		①屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に努めている	○	目標達成、次年度も継続して取組を実施する。
		②化学物質を使用する場合は、使用量、保管量を把握し、記録・管理する。		
		③化学物質の安全性に関する情報伝達のため、MSDS（化学物質安全データシート）により管理する。		
グリーン購入		①グリーン製品の調査選定	○	目標達成、次年度も継続して取組を実施する。
		②再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		
自らが施工・販売・提供する製品及びサービス		①環境配慮型施工を調査する。	△	環境配慮型施工を検討していく。
		②土砂の飛散防止に努めている		
地域の環境活動への参加		①周辺地域のゴミ拾いや除草作業	○	各団体主催の活動に積極的に参加した。引き続き活動を継続する。

○：評価出来る、△：まずまず評価できる、×：評価できない

(4. 環境関連法規等のとりまとめ、12. 取組状況の確認及び問題の是正)

4. (12. 3) 環境関連法規制等の取りまとめ及び遵守状況チェック表
(建設業)

登録簿更 令和6年1月22日 遵守評価日: 令和6年12月
新日:

事業所名: 株式会社 沢田建設 (本社・資材置場・車庫)
本社: 青森県三戸郡五戸町大字上市川字順礼森23-2
資材置場: 青森県三戸郡五戸町字鍛冶屋窪132・青森県三戸郡五戸町大字上市川字倉窪地内
車庫: 青森県三戸郡五戸町大字上市川字市川6-1

	承認	確認	作成
登録			
遵守評価			

法規制等の名称	該当する要求事項	関連条例等	当社で該当する設備・項目	点検・測定 頻度、実施時期	届出・報告				担当部署	遵守評価	
					許可	届出 報告	資格	届出先		証拠※1	判定※2
建設業法	・特定建設業の許可 ・一般建設業の許可		・特定建設業		○			青森県知事	総務部	特定建設業許可指令書	○
建設リサイクル法	・解体工事業者の登録		・特定建設業		○			青森県知事	総務部	特定建設業許可指令書	○
労働安全衛生法による化学物質管理	・化学物質の取扱いに伴う労働災害防止のリスクアセスメントの実施と管理者の選任		・化学物質の取扱い事業所						土木部・総務部	化学物質リスクアセスメントシート	
廃棄物処理法	・一廃収集業者の許可証確認		・一般廃棄物	1回/年					青森県知事	産業廃棄物処分委託基本契約書 産業廃棄物処理業許可指令 産業廃棄物処理計画書の提出 令和3年6月1日	○
	・産業廃棄物収集運搬業許可証		・産業廃棄物収集運搬業	1回/5年	○	○					○
	・産業廃棄物処理計画の提出		・多量排出者(前年度発生量1千t以上の事業所) 29年度2,020t	1回/年		○					○
浄化槽法	・設置届出 ・法定検査(水質検査等)		・36人槽	1回/年				青森県知事	総務部	設置届出	○
	・保守点検、清掃			3回/年					総務部	浄化槽清掃記録表	
水質汚濁防止法	・特定施設の届出 ・排水濃度の測定・記録	・排水基準を定める条例・県、市条例に注意・排出水等自主測定要領	・パッチャープラント	・新設/変更時		○		青森県	総務部		
	・貯油施設の事故時の措置		・灯油の貯油施設	・点検2回/年						事故なし	○
消防法	・危険物保管の指定数量以上の許可 ・灯油: 1,000ℓ以上、 ・重油: 2,000ℓ以上、		該当なし		○		危険物取扱者	市町村長 五戸消防署長	総務部		
	・少量危険物の届出、消防阻害物質届出		・灯油タンク(943.2ℓ)防油堤	点検年2回 報告3年に1回		○				届出済	○
	・貯蔵所や取扱所の基準の遵守等									確認済	○
フロingas排出抑制法	・漏えい防止措置、未修理の第一種特定製品への充填の原則禁止 ・点検等の履歴の保存 ・フロing類算定漏えい量の報告		エアコンディショナー8基 重機エアコンディショナー	エアコンディショナー→簡易点検3ヶ月に1回以上				青森県知事	総務部	記録表有り	○
家電リサイクル法	一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源		家電の入替時等						総務部		○
県・町条例									土木部	該当なし	

実施者の評価	法規等の遵守状況は適正に行われている。	環境管理責任者の確認等	法規等の遵守状況は適正に行われている。
--------	---------------------	-------------	---------------------

遵守評価の時期 代表者による見直しの前までには、必ず行うこと

遵守評価の手順 ①※1の欄は、証拠書類を確認し、その日付等を記録する

②※2の欄は、証拠を元に判定を行う(問題なし:○、問題あり:×)、×の場合、その状況を簡潔に記載(例えば、未届出、実施されていない……)。

③問題ありの場合は、是正処置を行い、必要に応じ予防処置を実施あい、その内容を「10. 2問題点は是正処置及び予防処置報告書」により報告すること。

(4. 環境関連法規等のとりまとめ、12. 取組状況の確認及び問題の是正)

4. (12. 3) 環境関連法規制等の取りまとめ及び遵守状況チェック表
(建設業)

登録簿更 令和6年2月28日 遵守評価日: 令和6年12月
新日:

事業所名: 株式会社 沢田建設(橋向五戸線外道路管理工事)
三戸郡五戸町大字上市川外地内

	承認	確認	作成
登録			
遵守評価			

法規制等の名称	該当する要求事項	関連条例等	当社で該当する設備・項目	点検・測定頻度、実施時期	届出・報告				担当部署	遵守評価	
					許可	届出報告	資格	届出先		証拠※1	判定※2
建設リサイクル法	・対象建設工事の届出(解体工事→80㎡以上、新築・増築工事→500㎡以上、土工工事→500万円以上) ・発注者への書面による計画等の説明 ・発注者へ書面による完了報告		・コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート(該当あり)			○		青森県	土木部	(該当あり) 令和6年2月28日 契約書綴り参照	○
再生資源有効利用促進法	・建設副産物を搬出する際の計画1.土砂500m ³ 以上、2.CO殻・AS殻・建設発生木材合計200t以上 ・再生資源を利用する際の計画1.土砂500m ³ 以上、2.砕石500t以上、3.加熱アスファルト混合料200t以上		・搬出する際 土砂、CO殻、AS殻、建設発生木材 ・利用する際 土砂、砕石、加熱アスファルト混合物						土木部	再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成し公衆の見えやすい場所へ掲示	
産業廃棄物処理法	・産業廃棄物収集・処理業者との契約、許可証写し保管		・産業廃棄物(がれき類・廃プラスチック類・木くず・金属くず・汚泥・廃油)	・契約書/許可証につき1回					総務部	建設廃棄物処理委託契約書	○
	・保管基準 60cm×60cm以上表示、保管高さ 飛散・浸透防止 衛生管理								土木部	保管施設点検	○
	・マニフェスト交付 B2.D.E票の保管(5年間)B2.D票90日 E票180日以内に送付されない場合は 30日以内の知事への報告			・マニフェスト		○		青森県	総務部	産業廃棄物管理票確認	○
	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出							青森県	総務部	産業廃棄物管理票確認	○
	・自社による運搬時の表示、書類携行									運搬車輛確認	○
騒音規制法	・特定施設の届出 ・特定建設作業の届出 ・規制基準の遵守	・規制地域(青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、和田市、むつ市)	・騒音規制地域外 ・空気圧縮機を使用する作業	・新設変更時		○		市長	土木部	対象工事なし	
振動規制法	・特定施設の届出 ・特定建設作業の届出 ・規制基準の遵守		・振動規制地域外 ・杭打ち機・土石破砕機を使用する	・新設/変更時		○		市長	土木部	対象工事なし	
大気汚染防止法	・ばい煙発生施設の届出に注意	・県、市条例に注意		・新設/変更時・2年/年		○		青森県	土木部	対象工事なし	
	・ばい煙濃度の測定・記 ・一般粉じん発生施設の届出 ・構造・使用・管理基準の遵守	・県、市条例に注意		・新設/変更時		○	公害防止管理者	青森県	土木部	対象工事なし	
水質汚濁防止法	・特定施設の届出 ・排水濃度の測定・記録	・排水基準を定める条例・県、市条例に注意・排水等自主測定要領	・パッチャープラント	・新設/変更時		○		青森県	土木部	対象工事なし	
	・灯油施設の事故時の措置		・灯油の灯油施設	点検1回/日					土木部	各事業所で確認	○
悪臭防止法	・規制基準の遵守(塗装排ガス数地境界濃度)	各市町村の規制地域に注意	地域外						土木部	対象工事なし	
PCB特別措置法	・保管及び処分状況等届出書		なし	・6月末まで					土木部	対象工事なし	
青森県公害防止条例	一般粉じん発生施設の届出構造・使用・管理基準の遵守		該当なし	新設/変更時					土木部	対象工事なし	
設計図書・特記仕様書	建設副産物関係排出ガス対策型建設機械公害防止対策(騒音・振動・濁水・粉じん)		・指定機械(排ガス対策型バックホウ0.8、ブルドーザ) ・指定材料(RC-40等)・クレダスの提出						土木部	特記仕様書の確認、重機ステッカー確認	○
県・町条例									土木部	該当なし	

実施者の評価	事業所関連の法規等の遵守状況は適正に行われている。	環境管理責任者の確認等	事業所関連の法規等の遵守状況は適正に行われている。
--------	---------------------------	-------------	---------------------------

遵守評価の時期 代表者による見直しの前までには、必ず行うこと

遵守評価の手順 ①※1の欄は、証拠書類を確認し、その日付等を記録する

②※2の欄は、証拠を元に判定を行う(問題なし:○、問題あり:×)、×の場合、その状況を簡潔に記載(例えば、未届出、実施されていない……)。

③問題ありの場合は、是正処置を行い、必要に応じ予防処置を実施し、その内容を「10. 2問題点は是正処置及び予防処置報告書」により報告すること。

2 環境活動の状況

・五戸川除草活動



・五戸川清掃除草活動



・稚魚放流活動



・現場での取組

現場安全教育(卓上教育)



現場使用機械(排ガス規制・低騒音型)



V 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

当社が法的義務を受ける建設リサイクル法、騒音規制法、振動規制法、廃棄物処理法など、環境関連法規則について遵守状況をチェックしたところ違反はありませんでした。

また、過去4年間、関係当局からの違反等の指摘、住民等からの苦情、訴訟等について問題は有りません。

本社 環境関連法規制等

建設業法
建設リサイクル法
労働安全衛生法による化学物質管理
廃棄物処理法
浄化槽法
水質汚濁防止法
消防法
フロンガス排出抑制法
家電リサイクル法
県・町条例

事業所 環境関連法規制等

建設リサイクル法
再資源有効利用促進法
産業廃棄物処理法
騒音規制法
振動規制法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
PCB特別措置法
青森県公害防止条例
設計図書・特記仕様書

VI 代表者による全体評価と見直しの結果

今年度は、工事発注件数の減少により元請工事が減少し、民間工事・下請工事がメインとなった。売上高は去年を若干上回る結果となった。

今年度はCO2削減目標を大幅に達成したが元請公共工事受注の減少・民間工事・下請工事の増加による影響が大きいと考えられる。

民間工事・下請工事を行う際は特定工種での受注が多いため特定重機のための稼働となり、重機運転燃料使用量（ガソリン・軽油）の減少、書類作成の減少による事務所使用電力の減少、産業廃棄物処理量の減少等に繋がっている。

しかしながら、EA21の取組として、ゴミの分別・重機等メンテナンス・エコドライブ・不要な消費電力の削減など従業員一人一人が意識し行動している事を確認し評価している為、今後も取組を継続し、少しでも多くの元請公共工事受注が出来るよう努めて行きたい。